

募集の概要

都営住宅とは

- 住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、入居資格等をよくお読みになったうえで、お申込みください。
- 都営住宅では、部屋の間取りや広さなどにより、部屋ごとに入居できる人数を定めています。これに基づき、今回募集対象となった住宅を分類しています。この分類したものを「申込地区」といいます。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から入居する人数に合う地区を一つ選び、お申込みください。

なお、募集する住宅はあくまでも以前に居住していた方があった住宅であり、新築同様ではありません。

募集について

- 年4回の定期募集で、比較的低倍率の住宅について募集します。
- 抽せんにより都営住宅の使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんで当せんした方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が都営住宅の使用予定者となります。使用予定者となったあと、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。

抽せんについて

- 抽せんは「一連番号方式」という方法で抽せんします。この抽せん方法は少ない抽せん回数ですべての申込地区に共通の「当せん順位」を決める方法で、公平かつ時間短縮に最適なため、多くの自治体で公営住宅の抽せん会などで採用している一般的な方法です。
- 申込地区全体のなかで最大の抽せん番号を対象に、その数字を桁に分けて、抽せん器を使って桁ごとに数字の順位をつけるための抽せんを行います。抽せん結果に基づき、各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての抽せん番号の当せん順位を決めます。
- 各申込地区の当せん番号は、募集戸数が1戸の地区では、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が最も上位の番号です。募集戸数が2戸以上の地区では、当せん順位が上位のものから順番に募集戸数分の番号です。
- 優遇抽せんはありません。

令和8年10月毎月募集 基準日一覧表

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和8年	10月16日から10月30日まで
在留実績1年以上	2025年	令和7年	10月31日以前から日本に在留している
都内に3年以上居住	2023年	令和5年	10月31日以前から東京都に居住している
成年者	2008年	平成20年	10月31日以前の生まれ
40歳未満	1986年	昭和61年	10月18日以降の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	10月31日以前の生まれ

結婚予定者	2026年	令和8年	10月17日以降 入居手続きまでに婚姻できる
婚姻から半年以内の方	2026年	令和8年	4月30日以降に婚姻した方
事実婚予定の方	2026年	令和8年	10月17日以降 資格審査時までに事実婚したことを住民票で確認できる
事実婚から半年以内の方	2026年	令和8年	4月30日以降に事実婚となった方
パートナーシップ関係となる予定の方	2026年	令和8年	10月17日以降 資格審査時までにパートナーシップ関係となったことを証明書で確認できる
パートナーシップ関係となってから半年以内の方	2026年	令和8年	4月30日以降にパートナーシップ関係となった方

申込区分

1 家族向の申込区分

次の申込区分に記載されている資格要件のいずれかにあてはまる必要があります。

申込区分	番号	資 格 要 件
結婚予定者世帯 (定期使用住宅)	136	ア 世帯構成が婚約者同士のみ、または婚約者同士とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。 イ 世帯構成が結婚から半年以内の夫婦のみ、または結婚から半年以内の夫婦とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。 ※婚約者・結婚には、事実婚及びパートナーシップ関係を含みます。 ※婚約者の場合は入居手続きのときまでに婚姻する必要があります。

2 単身者向の申込区分

次の資格要件のいずれかにあてはまる必要があります。

申込区分	番号	資 格 要 件
60 歳以上	101	60 歳以上であること。
身体障害者 1 級～4 級	023	身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級～3 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者（103）」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～4 度）であること。
生活保護または中国 残留邦人支援給付受 給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（都内居住が 3 年未満でも可） ※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所 入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身 DV 被害者	105	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから 5 年以内

結婚予定者向の入居資格

申込期間に、次の 1～5 のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が東京都内に居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が東京都内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる 18 歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1) のほかに、申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において、在留実績が継続して 1 年以上あること。

2 次の要件のいずれかにあてはまること

- ア 世帯構成が婚約者同士のみ、または婚約者同士とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。
- イ 世帯構成が結婚から半年以内の夫婦のみ、または結婚から半年以内の夫婦とその子のみのいずれかで、年齢が「全員が 40 歳未満」であること。
 - ※婚約者・結婚には、事実婚及びパートナーシップ関係を含みます。
 - ※婚約者の場合は入居手続きのときまでに婚姻する必要があります。
 - ※同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者もしくは中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家 賃 が 高 い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯 （父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多 子 世 帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住 宅 が 狭 い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準未満であること。
	通 勤 時 間 が 長 い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。
	居 室 内 の 段 差 が 日 常 生 活 に 著 し い 支 障 を きたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家がでるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

※木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

※23区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人を含む世帯であり、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

【入居資格基準】

入居資格基準	居住人数	住戸専用面積 （壁芯）	居住人数	住戸専用面積 （壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡	5人	57㎡	
	3人	40㎡	6人	66.5㎡	
	4人	50㎡	7人	76㎡	

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

単身者向の入居資格

申込期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に継続して 3 年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して 3 年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、特別永住者およびその配偶者または中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道 2 時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

入居資格基準	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2 人	30 m ²	5 人	57 m ²	
	3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²	
	4 人	50 m ²	7 人	76 m ²	

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

申込区分	申込区分番号	資 格 要 件
60 歳以上	101	60 歳以上であること。
身体障害者 1 級～4 級	023	身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級～3 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者（103）」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～4 度）であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。（都内居住が 3 年未満でも可） ※海外からの引揚者とは、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身 DV 被害者	105	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから 5 年以内

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者でないこと。

住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

入居資格（東日本大震災等の被災者世帯）

1 対象となる方

申込者および同居親族が下表の申込区分のいずれかにあてはまり、その内容について被災当時住んでいた自治体が発行する「居住実績証明書」・「罹災証明書」で証明できること。
 なお、東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した震災、大規模災害等とは令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震、令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震をさします。

2 申込区分

避難指示区域等の地域については、別ファイルの「被災対象地域一覧」をご確認ください。

次のアまたはイにあてはまる方は、東日本大震災等の被災者とみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。

- ア 東日本大震災または大規模災害等発生以降に、婚姻または出生等により増員となった親族
- イ 東日本大震災または大規模災害等発生時において、直接罹災しなかったが、上記の資格要件にあてはまる方と生計を一にしていた親族

結婚予定者世帯（定期使用住宅）で申込みする方

申込区分		番号	資 格 要 件
東日本大震災被災者	住宅が滅失した方	236	平成 23 年 3 月 11 日において居住していた住宅が、東日本大震災により半壊以上の程度で損壊する被害を受けた方であること。 なお、住宅の損壊の程度が全壊でない場合は、その住宅を取り壊し済みであることが必要です。ただし、アパート等の賃借人が自己都合によらず退居せざるを得なくなった場合は除きます。
	居住制限者	336	申込期間に福島県東京電力原子力事故による避難指示区域に指定されている地域に存する住宅に、平成 23 年 3 月 11 日において居住していた方。
	支援対象避難者（全員避難）	436	- 申込期間に福島県東京電力原子力事故による支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、平成 23 年 3 月 11 日において居住していた方。 - 居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族全員が、東京都などの支援対象地域外に避難していること。 - 他の親族の公営住宅入居に際し、所得金額の 2 分の 1 にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象となっている方がいないこと。 ただし、他の親族が入居している公営住宅が 6-5 ページの表の「住宅」欄が公営住宅等である資格要件のいずれかにあてはまり、その親族を含めて都営住宅に申込みする場合を除きます。
	支援対象避難者（一部避難）	536	- 申込期間に福島県東京電力原子力事故による支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、平成 23 年 3 月 11 日において居住していた方。 - 居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族が、現に東京都と支援対象地域に分かれて居住しており、都営住宅の入居に際してもその状況を継続すること。 - 他の親族の公営住宅入居に際し、所得金額の 2 分の 1 にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象となっている方がいないこと。 ただし、他の親族が入居している公営住宅が 6-5 ページの表の「住宅」欄が公営住宅等である資格要件のいずれかにあてはまり、その親族を含めて都営住宅に申込みする場合を除きます。
大規模災害等による被災者		527	被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住し、条例第 7 条第 1 項に基づく使用者の資格の特例を受ける方であること。（災害発生の日から 3 年以内）

東日本大震災被災者で住宅が滅失した方については、地域の指定はありません。

単身で申込みする方

申込区分	申込区分番号				申込区分	申込区分番号			
	①居住制限者	②支援対象避難者 (全員避難)	③支援対象避難者 (一部避難)	④大規模災害等被災者		①居住制限者	②支援対象避難者 (全員避難)	③支援対象避難者 (一部避難)	④大規模災害等被災者
60 歳以上	313 左記の要件がなくても申込みできます。	417	517	524 左記の要件がなくても申込みできます。	生活保護受給者 中国残留邦人支援給付受給者	313 左記の要件がなくても申込みできます。	414	514	524 左記の要件がなくても申込みできます。
身体障害者 【1 級～4 級】		413	513		海外からの引揚者		415	515	
単身精神障害者		419	519		ハンセン病療養所入所者等		416	516	
単身知的障害者		420	520		単身 DV 被害者		421	521	

東日本大震災被災者で住宅が滅失した方は被災者としての申込みはできません。別ファイルの「入居資格（単身者向）」で一般の申込区分番号お確かめのうえ、あてはまる申込区分番号を申込書に記入してください。

3 申込者が現在居住している地域について

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が成年者であり、申込期間に東京都内にお住まいであること。単身で申込みする方は、東京都内に継続して3年以上居住していること。また、そのことが住民票の写しで証明できること。なお、大規模災害等被災者については「東京都内に居住していること」は適用しません。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる 18 歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において、在留実績が継続して 1 年以上あること。

4 同居親族について

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
 - (2) 現に同居または別居のいずれであっても、配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
ただし、支援対象避難者で、被災したことにより夫婦が東京都と支援対象地域とに分かれて居住している場合に限り、夫婦が別居する申込みを受け付けます。
 - (3) 単身で申込みする方は同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地（居住地から通常の公共交通機関を利用して片道 2 時間以上かかる地域）へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
 - イ 居住している住宅の住戸専用面積が 5-5 ページの「住宅が狭い」の入居資格基準未満であること。
 - ウ 同居親族が離婚予定の配偶者だけであること。
 - (4) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2 親等内の直系血族または 2 親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が 6-5 ページの高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3 親等内の血族または姻族とします。
- ※ 2 親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者

3 親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫、または申込者の伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者

(5) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)～(4)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

5 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、以下のいずれかにあてはまること。
所得基準表は別ファイル「所得金額および計算方法」をご確認ください。

申込区分	資 格 要 件
居住制限者・ 大規模災害等による 被災者	所得金額に制限はありません。
住宅が滅失した方 ・ 支援対象避難者 (全員避難)	申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。
支援対象避難者 (一部避難)	申込者、同居親族、支援対象地域に居住している親族(申込者または同居親族と生計を一にしている方。)の年間所得金額の合計額を2分の1にした額が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。 ※次ページの所得の計算方法を必ずご確認ください。

支援対象避難者(一部避難)世帯の所得計算方法について

ア 所得計算の対象となるのは、次のa～cにあてはまる方全員です。aの方については申込書の「4都営住宅に入居するすべての方について」に、bおよびcの方については申込書の「11都営住宅に入居しない方」の欄に計算結果を記入してください。

- a 申込者および同居親族
- b aの方の配偶者で現に支援対象地域に居住している方
- c aの方を所得税・個人住民税の関係で扶養親族としている方およびその配偶者で、現に支援対象地域に居住している方

イ a～cの方の所得金額を計算します。

なお、特別控除の「寡婦・ひとり親控除」にあてはまる方がいるときは、その方の所得から特別控除額を差し引いてから、手順ウに進んでください。

ウ a～cの方の年間所得金額の合計を2分の1にします。

エ 特別控除金額合計を計算します。特別控除の対象となるのはaの方自身またはaの方の扶養親族です。したがって、bおよびcの方は、aの方に扶養されている場合に限り特別控除の対象となりますのでご注意ください。また、特別控除金額は2分の1にする必要はありません。
※寡婦・ひとり親控除は対象ではありません。

オ ウからエを差し引いた額が世帯の所得金額です。所得基準表にあてはめ、家族人数に応じた所得金額の範囲内かお確かめください。

年間所得金額合計 a～cの方の 年間所得金額合計 ÷ 2	—	特別控除金額 ※寡婦・ひとり親控除 は含みません。	=	世帯の所得金額 差引所得金額
------------------------------------	---	---------------------------------	---	-------------------

申込者および同居親族の所得金額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置の対象となった方は、入居後の使用料も、この2分の1にした金額をもとに決定されます。ただし、申込者と生計を一にする親族の一部の方が都営住宅に居住し、ほかの一部の方が支援対象地域に居住している状態が解消された場合や、平成23年3月11日においてお住まいだった地域が、支援対象地域の指定から外れた場合等は、この特例措置は終了とします。それに伴い、使用料も変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

6 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込期間に避難指示区域または支援対象地域に指定されている地域内の土地や建物および被災市街地復興特別措置法第21条に規定する市町村の区域内で滅失した土地や建物は、所有していないものとみなします。
ただし、入居後にその地域が指定から外れたときは、住宅または土地の所有について通常の入居者と同様に取り扱います。
- (2) 申込者および同居親族に、(1)以外の住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる場合は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (3) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次ページの資格要件にあてはまる方は申込みできます。

7 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

住宅	区分	資 格 要 件																		
U R 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅 等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担金額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に管さする。）を月額に換算した額の 20%以上であること。																		
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときに UR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。																		
	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、同居親族全員が 20 歳未満の申込者の子であること。																		
	高齢者世帯	申込者が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね 60 歳以上の方（申込期間に 57 歳以上の方） ウ 18 歳未満の児童																		
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級～4 級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で 1 度～3 度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者																		
	多子世帯	同居親族に 18 歳未満の児童が 3 人以上いて、その児童全員が都営住宅に入居できること。																		
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																		
	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準未満であること。 <table><tr><td rowspan="4">入居資格 基準</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積 （壁芯）</td><td>居住人数</td><td>住戸専用面積 （壁芯）</td><td rowspan="4">壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。</td></tr><tr><td>2 人</td><td>30㎡</td><td>5 人</td><td>57㎡</td></tr><tr><td>3 人</td><td>40㎡</td><td>6 人</td><td>66.5㎡</td></tr><tr><td>4 人</td><td>50㎡</td><td>7 人</td><td>76㎡</td></tr></table>	入居資格 基準	居住人数	住戸専用面積 （壁芯）	居住人数	住戸専用面積 （壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。	2 人	30㎡	5 人	57㎡	3 人	40㎡	6 人	66.5㎡	4 人	50㎡	7 人	76㎡
	入居資格 基準	居住人数		住戸専用面積 （壁芯）	居住人数	住戸専用面積 （壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。 また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。													
2 人		30㎡		5 人	57㎡															
3 人		40㎡		6 人	66.5㎡															
4 人		50㎡	7 人	76㎡																
通勤時間が長い	通勤時間が片道 90 分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道 30 分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道 60 分以上かかっていれば対象とします。																			
公営住宅等	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者また障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介助等と必要としていること。 ※申込できる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等覧でお確かめください。）。なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区に申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家がでるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。																		

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

※23 区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人を含む世帯であり、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

大規模災害等被災者の申込みについて

1 申込みできる方

次の(1)～(3)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震および令和8年7月28日に発生した熊本地震により居住していた住宅が滅失する被害を受けた方であること。ここでいう滅失とは、全壊・全流失・全焼に加え、大規模半壊・中規模半壊・半壊であって取り壊し済みとなったものをいいます。なお、居住していた住宅がアパート等で、大規模半壊・中規模半壊・半壊したが取り壊し済みでない場合は、賃借人が自己都合によらず退出せざるをえなくなったことの証明があれば滅失とみなします。また、次のアまたはイにあてはまる方は、この要件を満たしているものとみなしますが、アまたはイにあてはまる方のみでの申込みはできません。
ア 災害発生以降に、婚姻または出生等により増員となった親族
イ 災害発生時において、被災対象地域にある住宅に居住していなかったが、滅失した住宅に居住していた方と生計を一にしていた親族
- (2) 上記のことが、自治体の発行する住民票の写し、罹災証明書等で証明できること。
- (3) 都営住宅の入居資格（別ファイル 4-1～4-5）にあてはまること。ただし、次のとおり一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格について、次の点を緩和します。

- (1) 都内居住について
家族・単身者ともに、「東京都内に居住していること」は適用しません。
- (2) 所得について
家族・単身者ともに別ファイル 7-1 の所得基準は適用しません。したがって、所得金額にかかわらず申込みできます。ただし、都営住宅の使用料は世帯の所得金額によって決まりますので、申込書の所得金額や勤務先などの欄は必ずご記入ください。
- (3) 単身で申込みする方の年齢等について
単審者向の入居資格（別ファイル 4-4）「3 次の資格要件のいずれかにあてはまること」は適用しません。したがって、成年者であれば年齢や身体障害者手帳の有無などにかかわらず申込みできます。
- (4) 住宅または土地の所有について
申込者および同居親族に住宅または土地を所有している方がいる場合でも、次ページ「被災対象地域一覧」に記載されている地域内で滅失したもののについては、所有していないものとみなします。

被災対象地域一覧

被災の内容		対 象 地 域		
東日本大震災被災者	②居住制限者	避難指示区域	福島復興再生特別措置法第 27 条に規定する区域です。申込期間に避難指示区域に指定されている地域については、お住まいだった市町村にお問い合わせください。	
	③④支援対象避難者	支援対象区域 ※避難指示区域を除いた地域	福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
			福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楢葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯館村の一部
	大規模災害等被災者	令和6年1月1日 能登半島地震	富山県	氷見市
石川県			七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	
令和8年7月28日 熊本地震		熊本県	八代市、宇城市、氷川町	

※東日本大震災の被災対象地域は令和 7 年 3 月 7 日現在、大規模災害等の被災対象地域は能登半島地震については令和 7 年 1 月 1 6 日現在、熊本地震については令和 8 年 9 月 2 9 日現在のものです。

所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（＊）	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

・家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

*所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにもあてはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

(1) 心身障害者を含む世帯 申込者または同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
(2) 60歳以上の世帯 申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 60歳以上 イ 18歳未満の児童
(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付を受けていた方を含む。）。
(5) 海外からの引揚者を含む世帯 申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、別ファイル「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

改良住宅または再開発住宅に申込みの場合

上記の所得区分（一般・特別）にかかわらず、次の所得基準の範囲内であることが必要です。

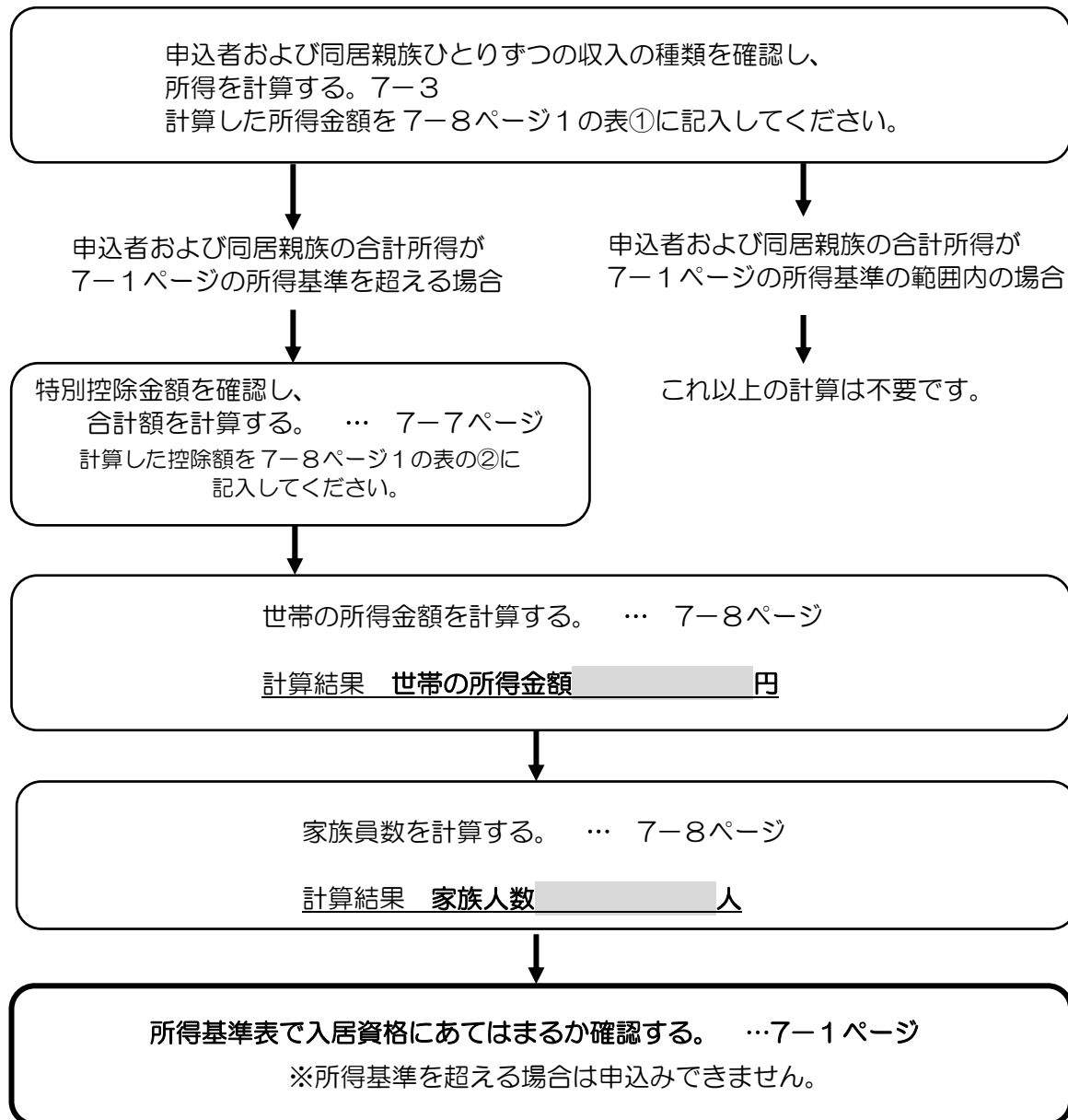
●所得基準表（改良住宅・再開発住宅）

家族人数	住宅の種別	
	改良住宅	再開発住宅
1人	0円～1,368,000円	0円～1,896,000円
2人	0円～1,748,000円	0円～2,276,000円
3人	0円～2,128,000円	0円～2,656,000円
4人	0円～2,508,000円	0円～3,036,000円
5人	0円～2,888,000円	0円～3,416,000円
6人	0円～3,268,000円	0円～3,796,000円

・改良住宅、再開発住宅とも、構造や設備はそのほかの一般の都営住宅と同等です。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年4月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査のときは住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査のときに退職等の事実や所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは7-3ページ上段をお確かめください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として申込期間の「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり、現在の所得が減少している方については「現在（申込期間）の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により、申込月の2か月後の月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できる必要があります。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を12か月に推定した金額を含めて比較してください。ただし、年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

	前年		現在	
例1	A社で仕事	→ 退職	→ 再就職B社	⇒ A社とB社の収入を比較する
例2	自営業	→ 廃業	→ 年金受給開始	⇒ 事業所得と年金を比較する
例3	C社で仕事	→ 退職	→ 無職・無収入	⇒ 現在収入がないため計算は不要です

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を7-8ページ1の表①に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
- ただし、現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を7-8ページ1の表①に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の給与所得を計算する

- 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から100,000円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

②給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の①支払金額の合計額を7-5ページ2の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

7-5ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

令和〇年分 給与所得の源泉徴収

支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除後の金額	
①		②		③	
④		⑤		⑥	
⑦		⑧		⑨	
⑩		⑪		⑫	
⑬		⑭		⑮	
⑯		⑰		⑱	
⑲		⑳		㉑	
㉒		㉓		㉔	
㉕		㉖		㉗	
㉘		㉙		㉚	
㉛		㉜		㉝	
㉞		㉟		㊱	
㊲		㊳		㊴	
㊵		㊶		㊷	
㊸		㊹		㊺	
㊻		㊼		㊽	
㊾		㊿			

2 前年の事業所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- ・ 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
- ・ 確定申告していない場合は7-6ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を7-5ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

所得金額等	事業	営業等	①								
	業	農 業	②								
	不	動 産	③								
	利	子	④								
	配	当	⑤								
	給与	区分									
	雑	公的年金等	⑦								
		業 務	⑧								
		そ の 他	⑨								
		⑦から⑨までの計	⑩								
総合譲渡・一時 ⑦+(③+⑧)×1/2	⑪										
合 計 ⑩から⑪までの計+⑪+⑫	⑫										

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。

確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

③ 昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。

この額と年齢を7-6ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和 年 分の 公的年金の源泉徴収票										
支払を受ける者		住所又は 居所								
		フリガナ								
		氏名								
区 分				支 払 金 額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用				円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用				円						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用				円						
所得税法第203条の3第7号適用				円						
本 人				源泉徴収対象となる の金額		除税対象扶養親族の数		扶養対象の 人数		
性別	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	寡婦	特定	老人	その他	扶養親族の数	特別
						人			人	人
源泉除税対象 配偶者		フリガナ		氏名						
控除対象 配偶者		フリガナ		氏名						
控除対象		フリガナ		氏名						

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
7-5ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

7-6ページの表を利用して、12 か月分の所得を計算してください。

すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を7-6ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険		年金決定通知書・支給額変更通知書	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)			
年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード	
		円	あなたにお支払いする年金額は、 表のワク内の金額になります。

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する。

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円 (B)	円 (C)

【注】

- 給与（諸手当を含む）とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- 仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年 1 月から 12 月までの実際の収入を合計してください。
給与計 (B) と賞与計 (C) の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数 (A) が 12 か月ある場合は、給与計 (B) と賞与計 (C) の合計が収入額です。

給与計 (B) 円 + 賞与計 (C) 円 = 収入 円

●働いた月数 (A) が 12 か月ない場合は平均月額を 12 倍して見込みの収入額を計算します。

給与計 (B) 円 ÷ 月数 (A) か月 × 12 + 賞与計 (C) 円 = 収入 円

※申込みの時点で、まだ 1 か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を 12 倍して、12 か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12 か月分の収入額	税法上の所得金額		都営住宅の所得金額
651,000 円未満	0円		0円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12 か月分の収入額－650,000 円		税法上の所得金額 －100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	●次のとおり、12 か月分の収入額を端数 整理します。 12 か月分の収入額 ÷ 4 = A	B×2.8- 80,000 円	税法上の所得金額 －100,000 円
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	→A の 1,000 円未満を切り捨てた額＝B →B を右の計算式にあてはめてください。	B×3.2- 440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	12 か月分の収入額×0.9－1,100,000 円		

●「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0 円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を 7-8 ページ 1 の表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入－必要経費＝所得金額
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
年 月	－＝
合計 か月 (A)	所得金額計 円(B)

【注】

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。
収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計 (B) 円 ÷ 月数 (A) か月 × 12 = 12か月分の所得金額 円

計算した所得金額を7－8ページ1の表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額 －100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	

- 年齢の基準日は、別ファイル「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。
- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を7－8ページ1の表①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①	老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません
②	特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③	障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④	特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けた方を含む） 7 常に就労を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、別ファイル「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤	寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥	ひとり親控除	35万円	夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。） 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を7～8ページ1の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1 世帯の所得金額を算出する

下の表を利用して、世帯の所得金額を算出してください。

所得がある方の名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は0円と記入	②特別控除	
	円	老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除	
	円	計 円	
	円	寡婦・ひとり親控除※	
	円	計 円	
年間所得金額合計 (A)	円	特別控除金額合計 (B)	円

— =

世帯の所得金額
差引所得金額 (A) - (B)
円

(A)
7-3～6ページで計算した一人ひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。
ひとりで2種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)
7-7ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
(例) 所得金額が10万円の方の控除額＝10万円

(A) - (B)
年間所得金額合計 (A) から特別控除金額合計 (B) を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

①申込者 [1 人]	+	②同居親族数 [人]	+	③遠隔地扶養者数 [人]	=	家族人数 [人] 所得基準表の家族人数にはこの人数をあてはめます。
-----------------	---	----------------------	---	------------------------	---	---

①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、使用許可後の名義人です。

②
同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。
妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。
例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を7-1ページの所得基準表にあてはめてください。
所得基準の範囲内であることが必要です。

申込みについて

申込みにあたっての注意

- (1) 申込みは 1 世帯につき 1 通のみ有効です。次のような申込みはすべてが無効です。
 - ① 同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
 - a 申込書 2 通以上
 - b オンライン 2 通以上
 - c 申込書とオンライン
 - ② 婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - ③ 世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名がふたつ以上の申込みにあるとき。
- (2) 他の都営住宅募集で、すでに当せん（随時募集の場合は申込み）、合格または登録されている方は、原則として毎月募集には申込みできません。
また、他の募集が補欠となっている方は申込みできますが、今回の募集で当せんし合格した後は、他の募集の繰上げは行わず、原則今回の募集で入居手続きを進めます。
- (3) 申込書を郵送した後（オンラインの場合は申込期間終了後）は、地区・区分・申込者・同居親族の変更はできません。また、理由を問わず申込書等は返却しません。
- (4) 申込みのときに証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。
- (5) 以前都営住宅にお住まいだった方または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (6) 入居資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。
- (7) 近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。区・市・町では洪水ハザードマップをホームページ等で公開していますので、申込み前にご確認ください。
- (8) 東京都では昭和 40 年代に建設した住宅、および昭和 40 年代と昭和 50 年代建設が混在した住宅について、順次建替事業を進めています。（ただし、仕様等欄に「スーパーリフォーム」と記載のある住宅を除く。）建替事業の対象となり、事業スケジュール等が決定されると、入居者募集は停止されます。
募集案内掲載の募集住戸は、建替え時期も含めて事業スケジュールは未定です。入居された後に、建替事業の対象となる場合は、事前に東京都からご案内します。その際、引越しが必要となりますが、転居先の住宅は東京都がご用意します。
- (9) 申込みの代行業者は、東京都・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。
- (10) 以下は居室内で病死等があった住宅の申込みについての注意事項です。
 - ① 居室内で病死等があった住宅および自殺等があった住宅の募集です。
 - ② 次の点をご承知のうえでお申込みください。
 - ・ 事故内容の具体的な状況についてはお答えできません。
 - ・ 入居後、居室内で病死等があった住宅であることを理由に他の住宅への変更はできません。
 - ・ 使用料は一般募集住宅とかわりません。居室内で病死等があった住宅であることを理由に使用料が減額されることはありません。

申込方法（オンライン申込）

- (1) 都営住宅入居者募集サイトにアクセスしてください。
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html

【サービス提供時間】午前5時30分～翌午前1時
申込期間最終日の申込受付は午後11時59分までとなります。

- (2) 利用者登録をしてください。はじめに利用者仮登録をすると、本登録用のメールが届きます。メールにあるURLにアクセスして利用者登録を完了してください。
- ・ドメイン指定受信・メールアドレス指定を設定されていると、メールが届かない場合があります。下記のメールアドレス、またはドメインの設定を追加してください。
受信許可メールアドレス：info@toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp
受信許可ドメイン：@toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp
 - ・本システムでは、以下の動作環境での動作確認をしています。
【スマートフォンでの利用可能環境】
OS：Android ブラウザ：Chrome for Android
OS：iOS ブラウザ：Safari
【パソコンでの利用可能環境】
OS：Windows ブラウザ：Google Chrome、Microsoft Edge（Chromium版）
OS：MacOS ブラウザ：Google Chrome、Safari
- (3) 募集開始日から申込みできます。
- ①申込みしたい住宅を条件指定で検索
 - ②世帯情報を入力
 - ③申込みボタンをクリックして終了。受付完了メールが届きます。

申込方法（郵送申込）

- (1) 入居資格をお確かめのうえ、申込地区を1つだけ選んでください。
- (2) 申込書は4ページあります。必ずすべてのページをプリントアウトし、必要事項を記入してください。記入方法でご不明の点がございましたら、郵送する前にお問い合わせください。
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター  0570-010-810
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方
☎ 03-5467-9269
- (3) 申込書右上の所定の欄に **85円切手2枚**（未使用で汚損・破損のないもの）を貼ってください。切手は、抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金の支払いに使用します。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。また、切手の上からテープが貼ってあると郵便料金の支払いに使用できません。必ずのりで貼りつけてください。
- (4) お手持ちの封筒にダウンロードした宛名を貼り付けてください。申込書を折りたたみ、封筒に入れ、110円切手を貼り、郵送してください。受付締切日までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いた申込書に限り受け付けます。消印有効ではありませんのでご注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。

その他

(1) はがき、書類等が送付されてこない場合

- ・「抽せん番号の通知はがきを送られてこない。」
切手の貼り忘れや料金不足などの場合、通知はがきは送付しません。ただし、申込書に不備がなければ、抽せんの対象とします。
- ・「抽せん結果の通知はがきを送られてこない。」
申込地区番号を確認のうえ、抽せんが行われた月の翌月中旬以降に下記へお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 都営募集係 ☎ 03-3498-8894

・「入居資格審査対象者となった後に、何も送られてこない。」

入居資格審査の期間内に順次資格審査通知書を送ります。抽せんが行われた月の翌月中旬を過ぎても届かない場合は、下記へお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係 ☎ 03-3498-8894

(2) 申込みをした後に、申込書に記入した住所から引越しをした場合

・申込みから抽せん結果が届くまで

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。

・抽せんの結果、入居資格審査対象者となった方

資格審査通知書を受け取れるよう、下記のところへはがきで連絡してください。
聞き間違い防止のため、電話での連絡は受け付けておりません。

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3階
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係

※はがき(裏)への記入事項

- ①募集時期(例 令和6年8月) ②申込地区番号 ③抽せん番号 ④旧住所
⑤新住所および郵便番号 ⑥平日の日中に連絡が取れる電話番号 ⑦申込者名

申込みから入居までのスケジュール

申込みから抽せんまで

申込期間 毎月中旬～下旬

【オンライン申込】

申込期間に都営住宅入居者募集サイトで申込み完了したものに限り受け付けます。
なお、サイトのサービス提供時間は午前5時30分から翌午前1時までです。ただし、申込期間最終日の申込受付は午後11時59分までとなりますのでご注意ください。

【郵送申込】

申込書は、期日までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。都庁、区役所、市役所および町村役場での申込書等の配布は行っておりません。

抽せん番号のお知らせ 申込月の翌月中旬

【オンライン申込】

抽せん番号のお知らせメール送信予定。

【郵送申込】

抽せん番号のお知らせはがき発送予定。
申込書右上の切手貼付欄に切手が貼られていないもの、料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
申込みの内容が無効の場合は、その理由を明記したはがきを送付します。

抽せん日 申込月の翌月下旬

抽せん会場：東京都住宅供給公社

詳細は抽せん番号のお知らせでお確かめください。

- ・抽せん会は公開で行いますので、どなたでも見学できます。抽せん会への出欠は当落に一切影響ありません。
- ・聞き間違い防止のため、抽せん結果についての電話でのお問い合わせは受け付けておりません。オンライン申込の方は抽せん結果のお知らせメール、郵送申込の方は抽せん結果通知はがき、または公社ホームページでお確かめください。

抽せん結果のお知らせ 抽せん日の約1週間後

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に辞退等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。
なお、繰り上げにならない方には、資格審査通知書を発送しません。

当せん（入居資格審査対象者）

- ・申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
- ・入居資格審査対象者には、抽せん結果をお知らせした後、資格審査通知書を順次発送しますので、必要な書類を都営住宅募集センターに提出してください。期日までに（資格審査通知書を受け取ってから約3週間後）書類が提出されない場合は失格となります。なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。

入居資格審査 申込みから約2か月後

必要な書類を都営住宅募集センターにご提出ください。提出された書類はお返しいたしません。
なお、申込みのときは書類は不要です。

※入居資格審査合格者のみ

合格通知発送

合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、原則1か月程度で発送する予定です。

- ・入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・住宅の使用許可日（入居）は申込月から約6～8か月後の予定です。
住戸の補修等の都合により、それ以降になる場合もあります。

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内 使用許可日の約1か月半前に発送

- ・使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等をお知らせします。
- ・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認ください。必要書類を期日までにご返送ください。
- ・保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- ・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
- ・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りしますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入居

使用許可日から15日以内に引越しをしてください。

入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所、団地内遊園地など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。

入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いいたします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理（ア～エ）および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合（オ）は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払いや電管球交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500円～6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記（2）のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります（自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。）ので、必ずお支払いください。

この費用は1か月1世帯約1,500円～5,000円程度かかります。

※自治会等（入居者）が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ごみ処理（未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む）および消毒に要する費用

オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用

（注）上記の料金のなかで、団地全体（例 街路灯等）と棟ごと（例 エレベーター等）に負担するものがあります。

カ その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用

2 駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センターへお問い合わせください（03-3498-8894）。駐車場を契約する際には保証金（使用料の3か月分）を支払っていただきます。ただし、全戸数分は設置されていないので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイ

ズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

3 テレビ受信設備

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。また、一部の住宅については、BS 衛星放送が受信できます。

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス（有料放送・電話サービス・インターネット等）についても CATV 事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

4 多摩ニュータウン地区のテレビ受信設備

多摩ニュータウン地区ではテレビを受信するにあたり、(株)多摩テレビとの有料契約が必要な場合があります。

5 熱供給システムの使用

光が丘第1・光が丘第2・光が丘第3（練馬区）、八潮五丁目（品川区）の住宅については、近隣の工場の排熱を活用した熱供給システムを使用しています。このため、各自で東京熱供給（株）と契約し、使用料を支払っていただくことになります。詳しくは入居のときにご確認ください。

6 動物の飼育のお断り

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因となることが多いためです。お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

7 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

8 危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対に行わないでください。

9 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

使用料のしくみ

1 都営住宅の使用料の決定

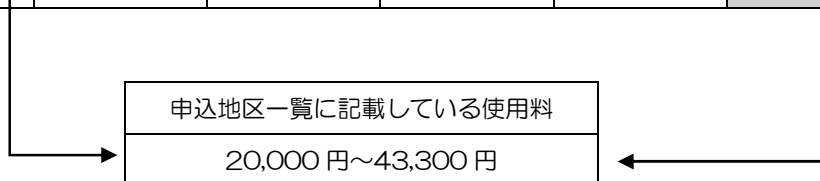
都営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は 1～4 区分、特別区分は 1～6 区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

例：下の住宅に世帯の所得金額 1,950,000 円の 2 人世帯が申込み、2K・37 ㎡の部屋に入居する場合

入居人数	申込地区番号	住宅名（代表的な所在地） 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積(㎡)	エレベーター	使用料 (円)	建設年度	仕様等
2人以上	00	〇〇五丁目 〇〇区〇〇5-1 東京メトロ△△線「〇〇駅」下車徒歩 10分	1	2K・2DK 37～40	有	20,000 ～43,300	平成 19～20	バリアフリー仕様

2 人世帯の場合、各区分に対する年間所得金額の下限・上限は下表のとおりです。この例の世帯の年間所得金額は、所得区分 3 区分にあてはまるため、2K・37 ㎡の使用料は 26,400 円です。

所得区分	特 別 区 分					
	一 般 区 分				5区分	6区分
	1区分	2区分	3区分	4区分		
2人世帯の年間所得金額	0円 ～ 1,628,000円	1,628,001円 ～ 1,856,000円	1,856,001円 ～ 2,048,000円	2,048,001円 ～ 2,276,000円	2,276,001円 ～ 2,612,000円	2,612,001円 ～ 2,948,000円
2K・37㎡・建設年度 平成 19 年の部屋の使用料	20,000 円	23,100 円	26,400 円	29,800 円	34,100 円	39,300 円
2DK・40㎡・建設年度 平成 20 年の部屋の使用料	22,000 円	25,400 円	29,100 円	32,800 円	37,500 円	43,300 円



- 各区分に対する年間所得金額の下限・上限は、家族人数によって変わります。
- 申込地区一覧の使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の 1 区分の最低金額と、6 区分の最高金額を掲載しています。ただし、募集案内を作成した時点の額のため、入居時には改定されている場合があります。

2 都営住宅入居後の使用料

- 毎年 6 月の収入報告により認定された世帯の所得金額、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年 4 月からの使用料を決定します。
- 所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。
- 使用料は、原則として口座振替または自動払込でお支払いいただきます。

3 その他

収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合の使用料等については次のようになります。

(1) 収入超過者

都営住宅に引き続き 3 年以上入居している方で、所得月額が入居収入基準を超えた方をいいます。収入超過者は、都営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。また、使用料は、収入区分に応じた使用料に割増使用料が加算されます。

(2) 高額所得者

都営住宅に引き続き 5 年以上入居している方で、最近 2 年間継続して認定所得月額が東京都定める明渡基準を超えた方をいいます。高額所得者は、都営住宅の明渡請求の対象です。また使用料は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みの金額に引き上げられます。

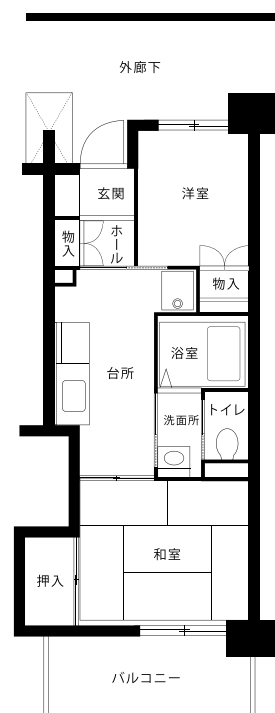
標準間取り図（平成3年度以降建設住宅の一部）

これは標準的な間取り図です。実際と異なることがあります。

1DK タイプ



2K タイプ



2DK タイプ



3DK タイプ



「標準間取り」について

- ここに掲載されているものは、標準的な間取りです。
バルコニーの形、左右反転タイプ等、住宅によって異なる場合があります。
- 「標準間取り」と実際が異なる場合は、現況を優先とします。
- 住戸の方位は入居する号棟等により異なりますので、掲載できません。

申込地区一覧の見方

入居人数	申込地区番号	住宅名（代表的な所在地） 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積(m ²)	エレベーター	使用料 (円)	建設年度	仕様等
① 2人以上	② 00	③ 〇〇五丁目 〇〇区〇〇5-1 東京メトロ△△線「〇〇」駅下車徒歩 10分	1	2K・2DK 37~40	④ 有	⑤ 20,000 ~43,300	⑥ 平成 19~20	⑦ バリアフリー仕様

①入居人数

入居人数と申込書に記入した人数があっているか、お確かめください。

なお、「～人以上」にはその人数を含みます。例えば、「1人以上」の地区には1人世帯も申込みできます。

②申込地区番号

申込書1の欄に記入してください。また、すべての申込地区で優遇抽せんは行いません。

③住宅名・代表的な所在地。主な交通機関

棟により所在地・最寄りのバス停・徒歩分が多少異なる場合があります。

主な交通機関が複数ある場合には、「徒歩〇分」に記載の後に「ほか」と記載があります。

また、バス停はバス会社の都合により変更になっていることもありますのでご了承ください。

④エレベーター

団地内のエレベーターの有無を記載しています。「無」と記載されているのはエレベーターのない住宅です。

⑤使用料

記載している使用料は、募集案内を作成した時点での額です。入居時には改定されている場合があります。使用料のしくみについては別ファイル「使用料のしくみ」でお確かめください。

⑥建設年度

昭和40年代に建設した住宅、および昭和40年代と昭和50年代建設が混在した住宅について、順次建替事業を進めています。建替事業については別ファイル「申込みについて」の「申込みにあたっての注意(8)」でお確かめください。

⑦仕様等

各住宅の特記事項を記載しています。主な内容には次のようなものがあります。

・バリアフリー仕様

おおむね平成3年度以降に建設した浴槽・給湯器付きの住宅で、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるよう、室内の段差を解消した住宅です。

また、ほとんどの住宅の浴室、玄関などに手すり等が設置されています。このバリアフリー仕様住宅には、障害者・高齢者以外の方も申込みできます。

・スーパーリフォーム

昭和40年代に建設した住宅の内部のリフォーム（間取りの変更、室内段差の解消、設備の改善）を行ったものです。居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。また、スーパーリフォームを実施した年度を記載しています。

・浴室

建設年度が平成5年より前に建設された住宅で、スーパーリフォームを実施していない住宅については、浴室の給湯設備が**バランス釜**（浴槽の脇に設置されるガス式の風呂釜）の場合があります。

・増築

ベランダ側に増築した住宅で採光が不十分な部屋があります。また増築を実施した年度を記載しています。

・改造

2戸を1戸に、3戸を2戸になど住宅の内部を改造した住宅です。また、改造を実施した年度を記載しています。

・ミニキッチン付き

通常のキッチンに加えて、居室に簡易な流し台等が設置されている場合があります。

・建設年度が昭和56年度以前の住宅の台所・洗面所には、給湯設備がありません。台所については、入居後に各自でガス湯沸器を設置していただくことは可能です。

●その他

- 都営住宅には、高齢者や障害者のための特別な設備は設置していません。室内の段差解消や手すり等が設置されている住宅をご希望の方は、仕様等欄に「バリアフリー仕様」と記載のある地区の申込みをご検討ください。
- 入居人数が4人以上または5人以上、かつ4DK66㎡以上の地区で、入居後、死亡・転出等により入居人数が3人以下になったときは、他の都営住宅に変わっていただきます。ただし、使用承継可能な世帯に限ります。

結婚予定者世帯向（定期使用住宅）申込地区一覧

○全員が40歳未満の方々を対象とした募集です。

○下記の条件に当てはまる方がご応募いただけます。

- ①世帯構成が婚約者同士のみ、または婚約者同士とその子のみのいずれか
- ②世帯構成が結婚から半年以内の夫婦のみ、または結婚から半年以内の夫婦とその子のみのいずれか

※婚約者・結婚には、事実婚及びパートナーシップ関係を含みます。

※婚約者の場合は入居手続きのときまでに婚姻する必要があります。

※事実婚となったことについては、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、そのことが入居資格審査のときに確認できることが必要です。
この「住民票の続柄変更」にかかる条件・要件は自治体によって異なるため、申込み前にお確かめになることをおすすめします。

※パートナーシップ関係となったことについては、入居資格審査のときに宣誓の証明が必要です。宣誓の手続きについては、申込みの前に東京都の人権部企画課事業推進担当（パートナーシップ宣誓制度担当）電話 03-5388-2337 でお確かめください。
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/page/partnership01.html>

※外国人の同居人については、全員が日本国内の中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できることが必要です。

※婚約者、および婚約者の子、夫婦の子以外の同居人を含めた申込みはできません。

○10年間の定期使用住宅です。

- ・入居から10年経過した時点で子がいる場合は、最年少の子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで入居期限が延長されます。

○上記のほか結婚予定者向入居資格のすべてにあてはまる必要があります。

申込区分は下表を参照の上、あてはまる番号を申込用紙に記入してください。

申込区分	結婚予定者 世帯	東日本大震災被災者				大規模 災害等 被災者
		住宅が滅失した方	居住制限者	支援対象避難者 （全員避難）	支援対象避難者 （一部避難）	
番号	136	236	336	436	536	527

結婚予定者向（定期使用住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(㎡)	建設年度 エレベーター	使用料（円）	仕様等
2人 以上	901	佃二丁目（再開発住宅） 中央区 佃 2-2 東京メトロ有楽町線「月島駅」下車徒歩8分	1	3DK/55	昭和61 有	35,500～ 69,700	所得基準を必ずご確認ください。
2人 以上	902	北青山一丁目 港区 北青山 1-6 都営大江戸線・東京メトロ銀座線「青山一丁目駅」下車徒歩5分	1	2DK/57～59	平成5～8 有	40,600～ 84,500	バリアフリー仕様
2人 以上	903	西大久保（再開発住宅） 新宿区 大久保 3-9 JR山手線・東京メトロ東西線「高田馬場駅」下車徒歩8分	1	3DK/43	昭和50 有	24,500～ 48,800	所得基準を必ずご確認ください。
2人 以上	904	東砂二丁目第2 江東区 東砂2-12 都営新宿線「東大島駅」下車徒歩10分	1	2DK/40	平成30 有	25,800～ 50,700	バリアフリー仕様
2人 以上	905	南蒲田二丁目第2 大田区 南蒲田 2-26 京浜急行線「京急蒲田駅」下車徒歩15分	1	2DK/40	平成24 有	25,500～ 50,000	バリアフリー仕様
2人 以上	906	下馬二丁目 世田谷区 下馬 2-33ほか 東急田園都市線「三軒茶屋駅」下車徒歩10分	1	2DK/40	平成20～令和3 有	25,700～ 51,000	バリアフリー仕様
2人 以上	907	八幡山三丁目第2 世田谷区 八幡山3-37 京王線「八幡山駅」下車徒歩8分	1	2DK/40	令和元～3 有	25,100～ 49,300	バリアフリー仕様
2人 以上	908	若宮二丁目 中野区 若宮 2-56 西武新宿線「鷲ノ宮駅」下車徒歩10分	1	2DK/56	平成7 有	30,700～ 60,300	バリアフリー仕様
2人 以上	909	中十条一丁目 北区 中十条 1-9ほか JR埼京線「十条駅」下車徒歩7分	1	2DK/40	平成20～23 有	24,800～ 48,900	バリアフリー仕様
2人 以上	910	南千住四丁目 荒川区 南千住 4-9 JR常磐線・東京メトロ日比谷線「南千住駅」下車徒歩10分	1	2DK/52～56	平成8 有	28,900～ 61,800	バリアフリー仕様

【注】

- ・再開発住宅とは、既成市街地の快適な住環境・都市機能整備等のための事業により建てられた住宅です。
- ・再開発住宅の所得基準は、一般都営住宅の「一般区分」と同額です。世帯の所得金額が別ファイル「所得基準および計算方法」の「所得基準表（再開発住宅）」の範囲を超えていないかお確かめのうえ、お申込みください。
- ・所得金額以外については、別ファイル「入居資格」にあてはまる必要があります。

結婚予定者向（定期使用住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(㎡)	建設年度 エレベーター	使用料（円）	仕様等
2人 以上	911	板橋幸町 板橋区 幸町 45-5ほか 東武東上線「大山駅」下車徒歩10分	1	2DK/40	平成20～26 有	23,500～ 46,400	バリアフリー仕様
2人 以上	912	小茂根一丁目 板橋区 小茂根 1-6 東京メトロ有楽町線・副都心線「小竹向原駅」下車徒歩7分	1	3DK/55	昭和53～61 有	28,900～ 57,600	
2人 以上	913	練馬北町二丁目第4 練馬区 北町 2-12ほか 東武東上線「東武練馬駅」下車徒歩5分	1	2DK/40	平成20～25 有	23,700～ 46,800	バリアフリー仕様
2人 以上	914	東大泉三丁目第4 練馬区 東大泉3-60ほか 西武池袋線「大泉学園駅」下車徒歩14分	1	2K・2DK /37～40	平成19～令和2 有	21,500～ 46,400	バリアフリー仕様
2人 以上	915	弘道二丁目第3 足立区 弘道 2-25ほか つくばエクスプレス「青井駅」下車徒歩6分	1	2K・2DK /37～40	平成20～30 有	20,300～ 43,700	バリアフリー仕様
2人 以上	916	西新井本町一丁目 足立区 西新井本町 1-3ほか 東武大師線「大師前駅」下車徒歩6分	1	2DK/53	平成8～11 有	28,400～ 56,000	バリアフリー仕様
2人 以上	917	東堀切一丁目第2 葛飾区 東堀切 1-10ほか 京成本線「お花茶屋駅」下車徒歩8分	1	2DK/54	平成6 無	29,000～ 57,100	
2人 以上	918	府中南町 府中市 南町 4-40 京王線「中河原駅」下車徒歩10分	1	2DK・3DK /57～63	平成2 有	26,900～ 58,700	
2人 以上	919	昭島福島町 昭島市 福島町1003-4ほか JR青梅線「東中神駅」下車徒歩3分	1	2DK/40	平成25～令和4 有	20,100～ 41,100	バリアフリー仕様
2人 以上	920	調布緑ヶ丘二丁目 調布市 緑ヶ丘 2-30ほか 京王線「仙川駅」下車徒歩11分	1	2DK/40	平成24～令和元 有	21,500～ 43,800	バリアフリー仕様

結婚予定者向（定期使用住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(㎡)	建設年度 エレベーター	使用料（円）	仕様等
2人 以上	921	大沼町一丁目 小平市 大沼町 7-1 西武新宿線「小平駅」下車徒歩15分	1	3DK/57~63	平成6~9 有	26,900~ 59,300	バリアフリー仕様
2人 以上	922	日野新町一丁目 日野市 新町 1-13 JR中央線「日野駅」下車徒歩5分	1	3DK/63	平成9~14 有	29,100~ 58,100	バリアフリー仕様
2人 以上	923	柳沢二丁目第2 西東京市 柳沢 2-12 西武新宿線「西武柳沢駅」下車徒歩10分	1	3DK・4DK /70~74	平成8 無	35,200~ 73,400	
2人 以上	924	清瀬野塩 清瀬市 野塩2-387 西武池袋線「秋津駅」下車徒歩10分	1	2DK/40	平成26~令和元 有	20,600~ 41,300	バリアフリー仕様
2人 以上	925	多摩ニュータウン中沢一丁目 多摩市 中沢 1-12 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車徒歩10分	1	2DK/40	平成29 有	21,000~ 41,200	バリアフリー仕様

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	701	東砂一丁目 江東区 東砂 1-2 都営新宿線「大島駅」下車徒歩15分	1	2DK/33~36	昭和44 有	19,600~ 42,300	スーパーリフォーム (平成10~12)
単身	702	大森西一丁目 大田区 大森西 1-12 JR京浜東北線「大森駅」下車徒歩15分	1	2DK/34	昭和45 有	20,000~ 39,300	スーパーリフォーム (平成15)
単身	703	板橋氷川町 板橋区 氷川町23 都営三田線「板橋区役所前駅」下車徒歩10分	1	1DK/34	平成26 有	20,400~ 40,000	バリアフリー仕様
単身	704	西台 板橋区 高島平 9-1 都営三田線「西台駅」下車徒歩5分	2	2DK/35	昭和45 有	19,200~ 37,800	スーパーリフォーム (平成22)
単身	705	成増五丁目第2 板橋区 成増 5-19 東武東上線「成増駅」から国際興業バス「成増団地入口」下車徒歩5分ほか	2	2K・2DK /37~40	平成19~27 有	21,000~ 45,300	バリアフリー仕様
単身	706	江北四丁目 足立区 江北 4-14ほか 日暮里・舎人ライナー「江北駅」下車徒歩10分	3	1DK/32~34	平成19~26 有	17,000~ 36,300	バリアフリー仕様
単身	707	宮城第3 足立区 宮城 1-5 JR山手線「田端駅」から都営バス「宮城都営住宅前」下車徒歩8分	2	2DK/33~36	昭和44 有	16,600~ 35,600	スーパーリフォーム (平成10~15)
単身	708	千住桜木二丁目 足立区 千住桜木 2-15 JR常磐線・東京メトロ千代田線「北千住駅」から東武バス「千住桜木」下車徒歩5分	1	2DK/34	昭和45 有	17,500~ 34,300	スーパーリフォーム (平成18)
単身	709	西亀有一丁目 葛飾区 西亀有 1-20ほか JR常磐線「亀有駅」から京成タウンバス「上千葉公園」下車徒歩5分ほか	1	1DK/32~34	平成16~24 有	17,600~ 37,600	バリアフリー仕様
単身	710	新宿六丁目 葛飾区 新宿 6-5ほか JR常磐線「金町駅」下車徒歩15分	1	2K/37	平成17 有	20,000~ 39,400	バリアフリー仕様

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居人数	申込地区番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	711	長房南 八王子市 長房町 520 JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「長房センター」下車徒歩2分	1	1DK/32~34	平成22~26 有	15,700~33,800	バリアフリー仕様
単身	712	長房 八王子市 長房町 588 JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「長房団地」下車徒歩8分ほか	1	1DK/33~43	平成9~25 有	15,400~38,900	バリアフリー仕様
単身	713	長房南 八王子市 長房町 520 JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「長房センター」下車徒歩2分	1	2DK/40	平成22~26 有	19,900~39,500	バリアフリー仕様
単身	714	長房東 八王子市 長房町341ほか JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「児童館前」下車徒歩5分	1	2DK/40~47	平成23~25 有	19,900~46,200	バリアフリー仕様
単身	715	多摩ニュータウン松が谷 八王子市 松が谷 18 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」から京王電鉄バス「松が谷小学校」下車徒歩5分	1	3DK/51	昭和48 無	17,300~34,500	
単身	716	長房 八王子市 長房町 588 JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「長房団地」下車徒歩8分ほか	1	2DK/51~58	平成8~16 有	24,100~52,400	バリアフリー仕様
単身	717	多摩ニュータウン別所一丁目第3 八王子市 別所 1-45 京王相模原線「南大沢駅」から京王電鉄バス「別所一丁目」下車徒歩8分	1	2DK/53	平成8 有	25,100~49,300	バリアフリー仕様
単身	718	多摩ニュータウン松が谷 八王子市 松が谷 5 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」から京王電鉄バス「菫の谷戸」下車徒歩5分	1	3DK/55~56	昭和51 有	20,000~40,500	
単身	719	長沼町第2 八王子市 長沼町 1246-1ほか 京王線「長沼駅」下車徒歩8分	1	2DK・3DK/55~57	平成2~4 有	24,900~51,500	
単身	720	多摩ニュータウン別所一丁目 八王子市 別所 1-39 京王相模原線「南大沢駅」から京王電鉄バス「別所一丁目」下車徒歩5分	1	2DK/57	平成6 有	26,600~52,200	バリアフリー仕様

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居人数	申込地区番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	721	多摩ニュータウン下柚木 八王子市 下柚木 3-4 京王相模原線「南大沢駅」から京王電鉄バス「柳沢」下車徒歩5分	1	2DK・3DK/59~66	平成4 有	26,900~58,500	バリアフリー仕様
単身	722	多摩ニュータウン別所第2 八王子市 別所 2-30 京王相模原線「京王堀之内駅」から京王電鉄バス「別所小学校」下車徒歩5分	1	2LDK・3DK/61~64	平成元 有	26,600~55,600	
単身	723	多摩ニュータウン鹿島 八王子市 鹿島 18 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」から京王電鉄バス「愛宕団地」下車徒歩5分	2	3DK/62	昭和60 無	25,600~50,300	
単身	724	長房 八王子市 長房町 588 JR中央線「西八王子駅」から西東京バス「長房団地」下車徒歩8分ほか	1	3DK/63	平成12~16 有	29,300~58,200	バリアフリー仕様
単身	725	曙町三丁目 立川市 曙町 3-7 JR中央線「立川駅」下車徒歩15分	1	3DK/42	昭和46 有	18,500~36,300	スーパーリフォーム（平成19）
単身	726	上砂町一丁目 立川市 上砂町 1-13 JR中央線「立川駅」から立川バス「大山団地東」下車徒歩5分ほか	6	2DK/53~58	平成5~11 有	25,600~53,900	バリアフリー仕様ですが、エレベーターが使用できない階の住戸も含まれます。
単身	727	柏町一丁目 立川市 柏町 1-12 JR中央線「立川駅」から立川バス「泉市民体育館」下車徒歩10分	1	3DK/55~63	昭和63~平成2 無	24,900~56,800	
単身	728	立川栄町六丁目 立川市 栄町 6-3 JR中央線「立川駅」から西武バス・立川バス「公社住宅」下車徒歩1分	1	3DK/63	昭和59 無	26,600~52,300	
単身	729	矢崎町一丁目 府中市 矢崎町 1-11-2 JR武蔵野線・南武線「府中本町駅」下車徒歩8分	2	1DK/34	平成27~令和2 有	18,400~36,900	バリアフリー仕様
単身	730	府中新町三丁目 府中市 新町 3-1 京王線「府中駅」から京王電鉄バス「新町一丁目」下車徒歩8分	1	3DK/55~63	昭和60~63 無	24,000~55,900	

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料（円）	仕様等
単身	731	中神第3 昭島市 中神町 1237ほか JR青梅線「中神駅」下車徒歩10分	1	1DK・2K /32~37	平成18~25 有	15,400~ 35,100	バリアフリー仕様
単身	732	拝島町三丁目 昭島市 拝島町 3-12ほか JR青梅線・西武拝島線「拝島駅」から立川バス「拝島探車場」下車徒歩5分ほか	1	1DK/32~41	平成7~20 有	15,100~ 36,100	バリアフリー仕様
単身	733	昭島福島町 昭島市 福島町1003-4ほか JR青梅線「東中神駅」下車徒歩3分	4	1DK/34	平成25~令和4 有	17,200~ 35,200	バリアフリー仕様
単身	734	拝島町三丁目 昭島市 拝島町 3-11ほか JR青梅線・西武拝島線「拝島駅」から立川バス「拝島探車場」下車徒歩5分ほか	5	2DK/52~58	平成7~15 有	23,700~ 50,200	バリアフリー仕様
単身	735	美堀町二丁目 昭島市 美堀町 2-17 西武拝島線「西武立川駅」下車徒歩15分	1	2DK/58	平成10 無	26,200~ 51,500	
単身	736	金森第6 町田市 金森 7-18 JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」から神奈中バス「金森郵便局前」下車徒歩8分	1	1LDK/42	平成6 有	19,400~ 38,100	バリアフリー仕様
単身	737	成瀬 町田市 成瀬 7-10 JR横浜線「成瀬駅」下車徒歩15分ほか	1	3DK/51~55	昭和51~53 有	18,100~ 40,800	
単身	738	武蔵岡 町田市 相原町 3190 JR横浜線「相原駅」から神奈中バス「円林寺前」下車徒歩3分ほか	4	3DK/55~61	昭和53~平成2 有	19,400~ 50,600	
単身	739	金森第5 町田市 金森 2-34 JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」から神奈中バス「金森」下車徒歩5分	1	3DK/55~61	昭和59 有	22,300~ 49,100	
単身	740	町田金森一丁目 町田市 金森 1-23ほか JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」下車徒歩15分	1	3DK/57	平成3 有	26,200~ 51,400	

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	741	木曽森野第1 町田市 木曽東 1-1ほか JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」から神奈中バス「木 曽都営入口」下車徒歩5分	2	3DK/58~63	昭和62~平成4 無	26,200~ 55,900	
単身	742	町田金森一丁目 町田市 金森 1-24 JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」下車徒歩15分	1	3DK/62	平成3 無	28,400~ 55,800	
単身	743	金森第7 町田市 金森 4-4 JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」から神奈中バス「金 森四丁目」下車徒歩1分	1	3DK/62	昭和60 無	25,300~ 49,800	
単身	744	金森第5 町田市 金森 2-34 JR横浜線・小田急小田原線「町田駅」から神奈中バス「金 森」下車徒歩5分	2	3DK/63	昭和59~61 無	25,900~ 51,700	
単身	745	大沼町一丁目第3 小平市 大沼町 1-1 西武新宿線「小平駅」下車徒歩10分	1	2DK/53~54	平成10 有	25,600~ 50,900	バリアフリー仕様
単身	746	津田町三丁目 小平市 津田町 3-14ほか 西武多摩湖線「一橋学園駅」下車徒歩12分	1	3DK/55~61	昭和57~60 有	23,500~ 51,700	
単身	747	小川東町二丁目 小平市 小川東町 2-1ほか 西武多摩湖線「八坂駅」下車徒歩5分	2	3DK/55~61	昭和61~平成元 有	23,900~ 54,800	
単身	748	中島町 小平市 中島町 34-3ほか 西武拝島線「東大和市駅」下車徒歩8分	1	3DK/57~63	平成6 有	26,800~ 58,100	バリアフリー仕様
単身	749	大沼町一丁目 小平市 大沼町 7-1 西武新宿線「小平駅」下車徒歩15分	1	3DK/57~63	平成6~9 有	26,900~ 59,300	バリアフリー仕様
単身	750	小川西町二丁目 小平市 小川西町 2-2ほか 西武拝島線・西武国分寺線「小川駅」下車徒歩10分	2	3DK/57~63	平成5 有	26,900~ 58,100	バリアフリー仕様

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	751	小平仲町 小平市 仲町 77ほか 西武新宿線「小平駅」下車徒歩12分	1	3DK/58~63	昭和62 無	25,300~ 54,000	
単身	752	東村山本町 東村山市 本町 4-19ほか 西武新宿線「久米川駅」下車徒歩10分	3	2DK/53~58	平成5~14 有	25,800~ 55,200	バリアフリー仕様
単身	753	美住町一丁目第2 東村山市 美住町 1-3 西武多摩湖線「八坂駅」下車徒歩17分	3	2DK/54	平成11 有	26,400~ 52,400	バリアフリー仕様
単身	754	美住町一丁目第2 東村山市 美住町 1-3 西武多摩湖線「八坂駅」下車徒歩17分	1	3DK/55~62	昭和61~平成元 有	23,900~ 54,000	
単身	755	東村山萩山町三丁目 東村山市 萩山町 3-17 西武多摩湖線「八坂駅」下車徒歩6分	2	3DK/55~62	昭和58 無	22,900~ 51,200	
単身	756	秋津町一丁目第2 東村山市 秋津町 1-28 西武池袋線「秋津駅」下車徒歩15分	1	2DK/57	平成8 無	27,400~ 53,800	
単身	757	多摩湖町一丁目第2 東村山市 多摩湖町 1-33ほか 西武西武園線「西武園駅」下車徒歩15分	1	3DK/58~62	平成4 無	27,000~ 56,900	
単身	758	野口町二丁目 東村山市 野口町 2-14ほか 西武新宿線「東村山駅」下車徒歩12分	1	3DK/58~63	昭和63~平成4 無	25,500~ 58,100	
単身	759	東村山萩山町二丁目 東村山市 萩山町 2-13 西武拝島線「萩山駅」下車徒歩5分	1	3DK/60~61	昭和54~56 無	23,400~ 48,900	
単身	760	美住町一丁目第2 東村山市 美住町 1-3 西武多摩湖線「八坂駅」下車徒歩17分	1	3DK/62	昭和61 無	26,700~ 52,400	

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居 人数	申込 地区 番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集 戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料（円）	仕様等
単身	761	廻田町三丁目 東村山市 廻田町 3-18ほか 西武多摩湖線「武蔵大和駅」下車徒歩10分	1	3DK/63	平成2～4 無	28,400～ 57,100	
単身	762	国分寺西町五丁目 国分寺市 西町 5-22 JR中央線「立川駅」から西武バス「榎戸弁天」下車徒歩2分	1	2DK/57	平成3 有	26,200～ 51,500	
単身	763	国分寺西町五丁目 国分寺市 西町 5-22 JR中央線「立川駅」から西武バス「榎戸弁天」下車徒歩2分	1	3DK/58～63	平成元 無	25,200～ 53,800	
単身	764	国立富士見台四丁目 国立市 富士見台4-18ほか JR南武線「矢川駅」下車徒歩8分	1	1DK/34	平成25～令和2 有	18,400～ 37,100	バリアフリー仕様
単身	765	田無北原町一丁目 西東京市 北原町 1-32 西武新宿線「田無駅」下車徒歩10分ほか	1	3DK/51～60	昭和55 無	20,900～ 49,100	
単身	766	西原町四丁目 西東京市 西原町 4-10 西武新宿線「田無駅」から西武バス「第三住宅前」下車徒歩1分	1	3DK/51～60	昭和55 無	20,600～ 48,300	
単身	767	田無谷戸町二丁目 西東京市 谷戸町 2-12 西武池袋線「ひばりヶ丘駅」下車徒歩9分	1	3DK/55～61	昭和59 有	24,600～ 54,200	
単身	768	田無北原町 西東京市 北原町 2-2ほか 西武新宿線「田無駅」下車徒歩13分ほか	1	3DK/55～62	昭和56 無	23,600～ 51,300	
単身	769	柳沢二丁目 西東京市 柳沢 2-5ほか 西武新宿線「西武柳沢駅」下車徒歩10分	1	3DK/57～63	平成3～5 有	28,300～ 61,200	
単身	770	熊川 福生市 熊川 1315ほか JR五日市線「熊川駅」下車徒歩10分	3	3DK/55～63	昭和61～平成元 無	22,200～ 48,500	

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居人数	申込地区番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	771	東京街道 東大和市 清原 3-1ほか 西武新宿線「久米川駅」から西武バス「団地南」下車徒歩6分ほか	1	1DK/32~35	平成11~令和5 有	15,200~ 34,800	バリアフリー仕様
単身	772	東京街道 東大和市清原3-1ほか 西武新宿線「久米川駅」から西武バス「団地南」下車徒歩6分ほか	1	3DK/57~63	平成11~19 有	27,100~ 58,200	バリアフリー仕様
単身	773	松山三丁目第2 清瀬市 松山 3-14 西武池袋線「清瀬駅」から西武バス「シルバー人材センター入口」下車徒歩1分	1	3DK/48~56	昭和53 無	18,400~ 43,100	
単身	774	松山二丁目 清瀬市 松山 2-17 西武池袋線「清瀬駅」下車徒歩10分	1	3DK/51	昭和55 無	20,100~ 40,100	
単身	775	清瀬元町二丁目 清瀬市 元町 2-25 西武池袋線「清瀬駅」下車徒歩15分	3	3DK/51~60	昭和55 無	19,900~ 47,100	
単身	776	清瀬中里四丁目 清瀬市 中里 4-1296 西武池袋線「清瀬駅」から西武バス「中里団地」下車徒歩5分	1	2DK/52	平成14~15 有	25,000~ 49,400	バリアフリー仕様
単身	777	中清戸四丁目 清瀬市 中清戸 4-847 西武池袋線「清瀬駅」から西武バス「都営中清戸住宅東」下車徒歩5分ほか	1	2DK/53~58	平成9~13 有	25,700~ 54,500	バリアフリー仕様
単身	778	松山三丁目 清瀬市 松山 3-11 西武池袋線「清瀬駅」下車徒歩12分	2	3DK/56	昭和53 無	21,500~ 42,800	
単身	779	清瀬竹丘二丁目 清瀬市 竹丘 2-12ほか 西武池袋線「清瀬駅」下車徒歩15分ほか	5	3DK/58~63	昭和63~平成3 無	26,700~ 56,300	
単身	780	柳窪三丁目 東久留米市 柳窪 3-3 西武新宿線「小平駅」下車徒歩15分	1	2DK/57	平成7 無	28,200~ 55,300	

単身者向（一般募集住宅）申込地区一覧

入居人数	申込地区番号	住宅名 代表的な所在地 主な交通機関	募集戸数	間取り/ 専用面積(m ²)	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等
単身	781	村山 武蔵村山市 緑が丘 1460 JR中央線「立川駅」から立川バス「店舗前」下車徒歩4分 ほか	5	1DK/33~43	平成9~令和3 有	15,300~ 38,200	バリアフリー仕様
単身	782	村山 武蔵村山市 緑が丘 1460 JR中央線「立川駅」から立川バス「店舗前」下車徒歩4分 ほか	16	2DK/52~58	平成9~24 有	24,000~ 51,600	バリアフリー仕様
単身	783	村山 武蔵村山市 緑が丘 1460 JR中央線「立川駅」から立川バス「店舗前」下車徒歩4分 ほか	3	3DK/63	平成12~24 有	28,800~ 59,200	バリアフリー仕様
単身	784	多摩ニュータウン愛宕 多摩市 愛宕 1-2 京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」から京王電鉄バス・神奈中バス「愛宕四丁目」下車徒歩7分	1	3DK/38	昭和45 有	12,200~ 24,300	
単身	785	多摩ニュータウン落合 多摩市 落合 4-4 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」から京王電鉄バス・神奈中バス「一本杉公園」下車徒歩1分	1	3DK/51	昭和48 無	17,000~ 33,900	
単身	786	多摩ニュータウン貝取 多摩市 貝取 3-2ほか 京王相模原線「京王多摩センター駅」・小田急多摩線「小田急多摩センター駅」から京王電鉄バス・神奈中バス「豊ヶ丘四丁目」下車徒歩10分ほか	2	3DK/60~62	昭和52~58 無	21,500~ 47,700	
単身	787	稲城第2（改良住宅） 稲城市 大丸 82 JR南武線「稲城長沼駅」下車徒歩5分	1	2DK/33	昭和42 有	13,500~ 26,500	スーパーリフォーム（平成15）所得基準を必ずご確認ください。
単身	788	瑞穂 瑞穂町 むさし野 1-1ほか JR青梅線「福生駅」から立川バス「瑞穂都営住宅」下車徒歩3分	1	3DK/55~63	昭和62~平成7 無	21,300~ 51,300	

【注】

- ・改良住宅とは、木造住宅が密集する地域に、環境の整備改善を図ることを目的として建てられた住宅です。
- ・改良住宅の所得基準は一般都営住宅より低い額となっています。世帯の所得金額が別ファイル「所得基準および計算方法」の「所得基準表（改良住宅）」の範囲を超えていないかお確かめのうえ、お申込みください。
- ・所得金額以外については、別ファイル「入居資格」にあてはまる必要があります。

申込書の書き方

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、太線枠内をご記入ください。

申込書はA4サイズで4ページ分あります。

令和〇年〇月毎月募集 都営住宅使用申込書

令和〇年〇月〇日

東京都知事殿

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
 また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるが否かの確認のため、監視庁へ照会がなされることに同意いたします。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。記載事項の変更は、できませんので注意してください。

1 入居を希望する申込地区番号を記入してください。

申込地区番号	1
--------	---

1 か所のみ申込み可能です。
 一世帯で2通以上の申込み（重複申込み）はすべて無効となりますので、注意してください。
 また、他の都営住宅募集ですでに当せん（随時募集の場合は申込み）若しくは入居資格審査に合格し、又は入居待機者として登録され、辞退していない有効な応募がある方は、毎月募集に申込みできません。

2 申込区分は2ページの中から、該当する申込区分を一つだけ選び、その番号を記入してください。

申込区分	501
------	-----

申込区分の資格要件を満たしていないと失格となりますので、募集のご案内の入居資格のページをよく確認してください。

※申込区分「136 結婚予定者」でお申込みの方は、いずれかの「区分」を○で囲んでください。結婚後半年以内の方は「結婚した日」も記入してください。

区分	結婚予定者	結婚した日	令和 年 月 日
	結婚後半年以内		

3 申込者について記入してください。なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。

申込者	郵便番号	111-2222		電話番号	平日の日中に連絡のつく電話番号 〇〇-△△△△-□□□□	
	現住所	東京都 渋谷区神宮前 〇-〇-〇				
		※現住所は建物名まで必ず記入してください。				
	フリガナ	トウキョウ	ハナコ	生年	大正	〇年 〇月 〇日
	氏名	東京	花子	月	昭和	〇年 〇月 〇日
	フリガナ			日	平成	〇年 〇月 〇日
	通称名 (外国人の場合)	氏	名			満(〇〇)歳
	都内居住年数	4 5 年	申込日現在の同居人数	5 2 人	都営住宅に入居する人数	2 人
在留資格 (外国人の場合)		在留期間 (外国人の場合)	年 月 日～ 年 月 日			

4 都営住宅に入居するすべての方について記入してください。続柄番号は2ページの「続柄番号表」をお確かめください。

フリガナ 氏名	続柄 続柄番号	生年月日	年間所得金額	特別控除 (○で囲む)	申込日時時点の勤務先又は 学校の名称・所在地	職業
申込者	本人 01	上記3で確認できますので、記入の必要はありません。	200,000 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 渋谷区渋谷〇-〇 名称 渋谷マート 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 勤務開始年月日 平成25年4月1日	パート
トウキョウ サクラ	子 39	〇〇年〇月〇日 (満 〇〇歳)	0 円	7	所在地 渋谷区渋谷〇-〇 名称 渋谷小学校 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 勤務開始年月日 年 月 日	無職
		大昭和 年 月 日 (満 歳)	円		所在地 年 月 日	
		大昭和 年 月 日 (満 歳)	円		所在地 年 月 日	
		大昭和 年 月 日 (満 歳)	円		所在地 年 月 日	
年間所得金額合計 A			200,000 円	特別控除金額 B	差引所得金額 C=A-B	200,000 円

①申込地区番号

申込地区一覧から地区をひとつ選び、番号をていねいに記入してください。申込後は、申込地区の変更はできません。

②申込区分番号

入居資格を確認し、あてはまる区分番号をひとつだけ記入してください。

③申込者

- ・現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。
- ・氏名は住民票と同じ表記で、ていねいにお書き下さい。文字が読み取れないと氏名・住所を正しく登録できず、受付け不能や郵便物不達などの原因となります。
氏名のフリガナも必ず記入してください。外国人の方もカタカナで記入してください。

④都内居住年数

現住所を含めて、申込時点で東京都に継続して住んでいる年数を記入してください。居住年数が1年未満の場合は1年と記入してください。単身で申込みの方は、この年数が3年以上であることが必要です。

⑤申込日現在の同居の人数、都営住宅に入居する人数

どちらも申込者を含めた人数を記入してください。都営住宅に入居予定の人数は⑥に記入する人数と同数になります。

妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は入居する人数に加えないでください。

ただし、出生後は都営住宅に入居できます。

⑥氏名・フリガナ・続柄・続柄番号

- ・都営住宅に入居する親族全員について、氏名は住民票と同じ表記でていねいに記入し、フリガナを省略せずに記入してください。
ここに書かれた方以外は入居できません。ただし、申込期間に出生した子は入居できます。
- ・続柄は、申込者からみた関係を、続柄番号表から続柄と番号を記入してください。
続柄番号「96（その他）」の場合は、具体的な続柄も記入してください。

⑦年間所得金額・特別控除金額

所得の種類に応じて、ひとりずつ所得金額を計算してください。

計算方法の詳細は、別ファイル「所得金額および計算方法」をお確かめください。

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑧職業

高校生以上の方については空欄にせず、会社員、派遣、パート、アルバイト、学生、自営、事業専従者、休職中、無職、生活保護などと記入してください。年金を受け取っている方は「年金」と記入してください。

⑨切手貼付欄

抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金として、郵便局への支払いに使用します。はがれないようにしっかりと貼りつけてください。切手の上からテープが貼ってあると郵便料金の支払いに使用できません。必ずのりで貼り付けてください。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは通知はがきを送付しません。

申込書の書き方（つづき）

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、太線枠内をご記入ください。

5 申込者又は同居親の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

6 現在のお住まいの住宅の状況について、記入してください。東日本大震災等の被災者の方で、仮設住宅として提供を受けている住宅にお住まいの方は、17 その他に「仮設住宅」と記入してください。

住宅の種類 ○をつけてください。	3 賃貸アパート 4 賃貸マンション 5 借家 6 親族の持ち家 7 UR 賃貸住宅 8 公社住宅 9 社宅 10 都民住宅 11 区市町村営住宅 12 都営住宅 13 自分の持ち家 14 母子生活支援施設 15 一時収容施設 16 借間 17 その他（ ）
---------------------	--

家賃 (共益費、駐車場料金等を除く)	月額 80,000 円	間取り (1K、2DK 等)	11 4 Ⓚ DK・LDK 2
間取りのK・DK・LDKを序除いた部分の畳数の合計	合計 10.5 畳	※住宅が狭いことを理由とした、都営住宅等公営住宅からの申込及び世帯を分離する申込みの方のみ記入してください。	※住戸専用面積 m ²

※住宅の種類で 11,12 を選んだ方で、世帯向の区部に申込む場合は下記ア～オのいずれかの理由に○をつけてください。
ア住宅が狭い イ通勤時間が長い ウ 居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす エ今回入居しない親族の名義
オ現在定期使用住宅にお住まいで、使用許可日から5年経過しており、都営住宅の入居資格にあてはまる
(ア～エの詳細については入居資格4-2の「4住宅に困っていること」の(2)公営住宅等の欄を確認してください。
上記のいずれにもあてはまらない場合、申込みできません。)

7 都営住宅に入居する方の中に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃいますか。○をつけてください。

いません	歩行困難な人がいます	車いす使用者がいます
------	------------	------------

8 都営住宅に入居する方の中に、住宅や土地を所有している方はいらっしゃいますか。○をつけてください。

いません	います
------	-----

結婚予定者向 申込区分番号
結婚予定者世帯 1 3 6

単身者向 申込区分番号表	
60 歳以上	101
身体障害者 1 級～4 級	023
単身精神障害者	103
単身知的障害者	104
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	026
海外からの引揚者	027
ハンセン病療養所入所者等	035
単身 DV 被害者	105

続柄番号表	
夫	11
妻	12
未届の夫	13
未届の妻	14
子（男）	29
子（女）	39
婚約者	15
パートナー	17
その他	96

※1 ページ2 に記入する際にご利用ください。
東日本大震災被災者の方は、3 ページの区分番号表をお確かめください。

※1 ページ4、3 ページ 11 に記入する際にご利用ください。

東日本大震災の被災者世帯および大規模災害等の被災者の方は、3 ページ目も記入してください。

⑩申込者の現在のお住まいについて

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑪書き間違えたときの訂正方法

例のように、訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

申込書の書き方（つづき）

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、太線枠内をご記入ください。

9 東日本大震災被災者および大規模災害等被災者の方は被災時に居住していた住宅について記入してください。

被災した当時の住所	福島県〇〇市〇〇〇町〇-〇-〇		住宅の種類	〇を付けてください。 自己所有 <u>親族の持ち家</u> 賃貸住宅 その他
	(12) 同居していた人数	2人		

申込区分が「住宅が滅失した方・居住制限者および大規模災害等被災者」である方が記入するのは以上です。

被災の内容が「支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方のみ記入してください。

10 平成 23 年 3 月 11 日における世帯構成員の中に、収入認定の特例（年間所得金額の2分の1の額を所得金額とみなす措置）を受けて、公営住宅に入居している方がいますか。
あてはまるものに〇を付けてください。

(13)	<u>いません</u>	います
------	-------------	-----

被災の内容が「支援対象避難者（一部避難）」である方のみ記入してください。

11 平成 23 年 3 月 11 日における世帯構成員で、申込期間に都営住宅の申込者と同一生計である方の中に、現に福島県の支援対象地域にお住まいであり、都営住宅に入居しない方がいる場合は、その方全員について記入してください。続柄番号は2ページの「続柄番号表」をご確認ください。

あてはまる番号に〇を付けてください。

- 1 入居する方の配偶者
- 2 入居する方を扶養している方
- 3 それ以外の方

入居する方との関係	フリガナ 氏 名	続柄 続柄番号	生年月日	年間所得金額	特別控除 (〇で囲む)	申込日時点の勤務先又は 学校の名称・所在地	職業
① 2 3	トウキョウ タロウ 東京 太郎	夫 11	大昭 〇〇年〇月〇日 平令 (満 歳)	3,000,000 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 (15)	所在地 福島県〇〇〇〇 □□商事 電話 〇〇-〇〇〇〇+〇〇〇〇 平成 20 年 4 月 1 日	会社員
1 2 3	(14)	大昭 平令 (満 歳)	年 月 日	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 電話・ 開業年月日	
1 2 3		大昭 平令 (満 歳)	年 月 日	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 電話・ 開業年月日	
1 2 3		大昭 平令 (満 歳)	年 月 日	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 電話・ 開業年月日	
1 2 3		大昭 平令 (満 歳)	年 月 日	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 電話・ 開業年月日	
				年間所得金額 D 3,000,000 円	特別控除金額 E	△ 0 円	世帯の 差引所得金 額 H=F-G 1,600,000 円
				表面の年間所得金額 合計 A 3,200,000 円	表面の特別 控除金額 B	△ 0 円	
				世帯の年間所得金額 F=(D+A)÷2 1,600,000 円	特別控除金額 G=E+B	△ 0 円	

※上記 11 の記入上のご注意

- ・続柄は、都営住宅の申込者からみた続柄を記入してください。
- ・年間所得金額の欄は、左はじの「入居する方との関係」が1または2である場合のみ、記入してください。
- ・特別控除は、都営住宅に入居する方の被扶養者である場合に限り、控除の対象となります。なお、特別控除金額は2分の1の額にする必要はありません。
- ・Hの額（世帯の差引所得金額）が所得基準を超える場合は申込できません。

⑫被災当時の住居について

震災当時にお住まいになっていた住所・同居していた人数等を記入してください。

⑬支援対象避難者について

10 は申込区分が「支援対象避難者(全員避難・一部避難)」である方が記入するところです。
それ以外の被災の内容での申込みの方は記入不要です。

⑭支援対象避難者（一部避難）の方で、都営住宅に入居しない方について

11 は申込区分が「支援対象避難者（一部避難）」である方が記入するところです。
都営住宅に入居せず福島県の支援対象地域にお住まいになる方全員を記入してください。左はじの「入居する方との関係」は、1～3のうちあてはまる番号に○をつけてください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 申込者または同居親族の配偶者2 申込者または同居親族を扶養している方およびその配偶者3 その他 |
|---|

⑮支援対象避難者（一部避難の方）で都営住宅に入居しない方の特別控除について

支援対象地域にお住まいの方の特別控除は、都営住宅に入居する方の被扶養者である場合に限り対象となります。

令和8年10月 毎月募集 都営住宅使用申込書

令和8年10月 日

受付番号		切手料金	
公募区分	202610	03毎月募集	
	9	抽せん区分	1

切手貼付欄

(85円切手2枚をはがれないようにのりでしっかりと貼ってください。)

東京都知事殿

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。記載事項の変更は、できませんので注意してください。

1 入居を希望する申込地区番号を記入してください。

申込地区番号		1か所のみ申込み可能です。 一帯で2通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となりますので、注意してください。 また、他の都営住宅募集ですでに当せん（随時募集の場合は申込み）もしくは入居資格審査に合格し、または入居待機者として登録され、辞退していない有効な応募がある方は、毎月募集に申込みできません。
--------	--	---

2 申込区分は2ページの中から、該当する申込区分を一つだけ選び、その番号を記入してください。

申込区分		申込区分の資格要件を満たしていないと失格となりますので、募集のご案内の入居資格のページをよく確認してください。
------	--	---

※申込区分「136 結婚予定者」でお申込みの方は、いずれかの「区分」を○で囲んで下さい。結婚後半年以内の方は「結婚した日」も記入してください。

区分	結婚予定者	結婚した日	令和 年 月 日
	結婚後半年以内		

3 申込者について記入してください。なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。

申込者	郵便番号	〒 -		電話番号	平日の日中に連絡のつく電話番号 -	
	現住所	東京都				
		※現住所は建物名まで必ず記入してください。				
	フリガナ			生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 満（ ）歳	
	氏名	氏	名			
	フリガナ					
	通称名 (外国人の場合)	氏	名			
都内居住年数	年	申込日現在の同居人数	※	都営住宅に入居する人数	※	
在留資格 (外国人の場合)			在留期間 (外国人の場合)	年 月 日 ~ 年 月 日		

※ 申込者本人を含んだ人数を記入してください。

4 都営住宅に入居するすべての方について記入してください。続柄番号は2ページの「続柄番号表」をお確かめください。

フリガナ	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除 (○で囲む)	申込日時点の勤務先又は 学校の名称・所在地	職業
氏名	続柄番号					
申込者	本人 01	上記3で確認できますので、記入の必要はありません。	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 勤務開始・開業年月日 年 月 日	
		大昭和 年 月 日 満（ ）歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 勤務開始・開業年月日 年 月 日	
		大昭和 年 月 日 満（ ）歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 勤務開始・開業年月日 年 月 日	
		大昭和 年 月 日 満（ ）歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 勤務開始・開業年月日 年 月 日	
年間所得金額合計 A			円	特別控除金額 B	円	差引所得金額 C=A-B 円

5 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

6 現在お住まいの住宅の状況について、記入してください。東日本大震災等の被災者の方で、仮設住宅として提供を受けている住宅にお住まいの方は、17 その他に「仮設住宅」と記入してください。

住宅の種類 ○をつけてください。	3 賃貸アパート 4 賃貸マンション 5 借家 6 親族の持家 7 UR賃貸住宅 8 公社住宅 9 社宅・寮 10 都民住宅 11 区市町村営住宅 12 都営住宅 13 自分の持家 14 母子生活支援施設 15 一時収容施設 16 借間 17 その他（ ）		
家賃 (共益費、駐車場料金等を除く)	月額 円	間取り (1K、2DK等)	_____ K・DK・LDK
間取りのK・DK・LDKを除いた部分の 畳数の合計	合計 畳	※ 住宅が狭いことを理由とした、都営住宅等公営住宅からの 申込及び世帯を分離する申込みの方のみ記入してください。	※ 住戸専有面積 ㎡

※住宅の種類で11,12を選んだ方で、世帯向の区部に申込み場合は下記ア～オのいずれかの理由に○を付けてください。
ア 住宅が狭い イ 通勤時間が長い ウ 居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす エ 今回入居しない親族の名義
オ 現在定期使用住宅にお住まいで、使用許可日から5年経過しており、都営住宅の申込資格にあてはまる
(ア～エの詳細については入居資格4-2の「4住宅に困っていること」の(2)公営住宅等の欄を確認してください。
上記のいずれにもあてはまらない場合、申込みできません。)

7 都営住宅に入居する方の中に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃいますか。
○を付けてください。

いません	歩行困難な 人がいます	車いす使用 者がいます
------	----------------	----------------

8 都営住宅に入居する方の中に、住宅や土地を所有している方はいらっしゃいますか。
○を付けてください。

いません	います
------	-----

結婚予定者向 申込区分番号	
結婚予定者世帯	136

単身者向 申込区分番号表	
60歳以上	101
身体障害者1級～4級	023
単身精神障害者	103
単身知的障害者	104
生活保護または中国残 留邦人支援給付受給者	026
海外からの引揚者	027
ハンセン病療養所 入所者等	035
単身DV被害者	105

続柄番号表	
夫	11
妻	12
未届の夫	13
未届の妻	14
子(男)	29
子(女)	39
婚約者	15
パートナー	17
その他	96

※1ページ2に記入する際にご利用ください。
東日本大震災被災者および大規模災害等被災者の方は4ページの区分番号表を
確認してください。

※1ページ4、3ページ11に
記入する際にご利用ください。

東日本大震災の被災者世帯および大規模災害等の被災者の方は、
3ページ目も記入してください。

9 東日本大震災被災者および大規模災害等被災者の方は被災時に居住していた住宅について記入してください。

被災した当時の住所			住宅の種類	○をつけてください。 自己所有 親族の持家 賃貸住宅 その他
		同居していた人数		

申込区分が「住宅が滅失した方・居住制限者および大規模災害等被災者」である方が記入するのは以上です。

被災の内容が「支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方のみ記入してください。

10 平成23年3月11日における世帯構成員の中に、収入認定の特例（年間所得金額の2分の1の額を所得金額とみなす措置）を受けて、公営住宅に入居している方がいますか。 あてはまるものに○を付けてください。	いません	います
--	------	-----

被災の内容が「支援対象避難者（一部避難）」である方のみ記入してください。

11 平成23年3月11日における世帯構成員で、申込期間に都営住宅の申込者と同一生計である方の中に、現に福島県の支援対象地域にお住まいであり、都営住宅に入居しない方がいる場合は、その方全員について記入してください。
続柄番号は2ページの「続柄番号表」をご確認ください。

あてはまる番号に○を付けてください。

1 入居する方の配偶者

2 入居する方を扶養している方

3 それ以外の方

入居する方との関係	フリガナ	続柄 続柄番号	生年月日	年間所得金額	特別控除 (○で囲む)	申込日時点の勤務先又は 学校の名称・所在地		職業
	氏名					所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日		
1			大昭平令 年 月 日 満()歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日	年 月 日	
2								
3								
1			大昭平令 年 月 日 満()歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日	年 月 日	
2								
3								
1			大昭平令 年 月 日 満()歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日	年 月 日	
2								
3								
1			大昭平令 年 月 日 満()歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日	年 月 日	
2								
3								
1			大昭平令 年 月 日 満()歳	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名称 電 話 勤務開始・ 開業年月日	年 月 日	
2								
3								
			年間所得金額合計 D	円	特別控除金額 E	円	世帯の 差引所得金額 H = F - G	円
			表面の年間所得金額 合計 A	円	表面の特別 控除金額 B	円		
			世帯の年間所得金額 F = (D + A) ÷ 2	円	特別控除金額 G = E + B	円		

- ※上記11の記入上のご注意
- ・続柄は、都営住宅の申込者から見た続柄を記入してください。
 - ・年間所得金額の欄は、左はじの「入居する方との関係」が1または2である場合のみ、記入してください。
 - ・特別控除は、都営住宅に入居する方の被扶養者である場合に限り、控除の対象となります。なお、特別控除金額は2分の1の額にする必要はありません。
 - ・Hの額（世帯の差引所得金額）が所得基準を超える場合は申込みできません。

東日本大震災および大規模災害等被災者の申込区分番号表

家族（2人以上）で申込みする方					
申込区分	東日本大震災				大規模災害等被災者
	住宅が滅失した方	居住制限者	支援対象避難者 （全員避難）	支援対象避難者 （一部避難）	
	申 込 区 分 番 号				
結婚予定者 世帯向	236	336	436	536	527

単身で申込みする方					
申込区分	東日本大震災				大規模災害等被災者
	住宅が滅失した方	居住制限者	支援対象避難者 （全員避難）	支援対象避難者 （一部避難）	
	申 込 区 分 番 号				
身体障害者 （1～4級）	単身者の区分はありません	313 左記申込区分の要件がなくとも申込みできます。	413	513	524 左記申込区分の要件がなくとも申込みできます。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者			414	514	
海外からの引揚者			415	515	
ハンセン病療養所入所者等			416	516	
60歳以上			417	517	
精神障害者（1～3級）			419	519	
知的障害者（1～4度）			420	520	
DV被害者			421	521	

※1ページ2に記入する際にご利用ください。

こちらの送付用の宛名を太線にそって切りとり
お手持ちの封筒に貼り付けてご郵送ください。
郵送には切手が必要です。
毎月募集の申込書の郵送以外には使用しないでください。

所定の料金
の切手を必
ず貼ってく
ださい。

〒 150-8322

渋谷区神宮前5-53-67
コスモス青山

東京都住宅供給公社
都営住宅募集センター 行

毎月募集申込書専用

＜毎月募集の申込みに関する問い合わせ先＞

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

TEL：03-3498-8894

受付時間：9時から18時（土曜・日曜・祝日を除く）